平成２７年（フ）第３６号
静岡県浜松市中区高丘東５丁目27番18号　サンマンション103、前住所静岡県浜松市南区寺脇町597番地
債務者　松本　将人
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
横浜市南区万世町１―19ロイヤルマンション203号、住民票上の住所横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港１号棟305号室
債務者　志賀　広樹
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成27年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５号
兵庫県淡路市久留麻266番地　エテルノⅡ203号
債務者　門脇　耕介
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
宮城県石巻市沼津字出外17番地、前住所宮城県石巻市伊原津２丁目８番20号
債務者　小川　隆宏
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
群馬県高崎市石原町2617番地
債務者　島崎やす子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５号
兵庫県豊岡市寿町11―26、住民票上の住所兵庫県豊岡市中央町６番６号
債務者　藤井　裕之
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
北海道室蘭市山手町３丁目８番１号　市立室蘭総合病院内、住民票上の住所北海道室蘭市大沢町２丁目29番16号
債務者　寶力　詔衛
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
香川県高松市林町905番地８
債務者　岡本　　晃
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重　　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９号
福岡県久留米市櫛原町53番地４
債務者　緒方　譲二
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2736番地18
債務者　深野　亨輔
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１７０号
横浜市神奈川区富家町１番地13　スカイハイツトーカイ1306号室
債務者　井上　明子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2324番地１　フィオーレ・ヴィラＡ―103、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田667番地１
債務者　渡辺　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３０号
大分市牧２丁目１番38号　牧12矢野ビル702
債務者　武津　勝也
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３０号
奈良県大和高田市大字奥田173番地　22棟９号
債務者　中川　　清
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
さいたま市緑区芝原２丁目16番地６　東浦和ガーデンプラザ壱番館202、旧住所さいたま市浦和区木崎２丁目27番18号　グランドール101
債務者　三好　春美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
さいたま市見沼区東宮下１丁目116番地
債務者　斉藤　好幸
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係